

復興庁における中途採用比率の公表について

令和3年6月23日付け人事管理運営協議会幹事会申合せに基づき、一般職の国家公務員については、当該年度に採用等した職員（人事交流により採用した職員、任期の定めのある職員、非常勤職員を除く）の数に占める「中途採用」である職員数の割合を中途採用比率として公表することとしています。

復興庁は、一般職の国家公務員（人事交流により採用した職員、任期の定めのある職員、非常勤職員を除く）の採用を行っておりません。

※ここで「中途採用」とは、民間企業での実務経験等を有する方を採用することを目的とした経験者採用試験等や、専門的な能力・経験を活かせる官職への選考による採用等としています。

※一般職の国家公務員とは国家公務員法第2条第3項で規定する特別職以外のすべての国家公務員のことです。（一般職試験からの採用者を指すものではありません。）